

★ ★ 今月のテーマ ★★

## 離婚時の厚生年金分割制度 について

発行元：保険情報サービス株式会社  
〒120-0005 足立区綾瀬 3-16-4 とうしんビル  
TEL03-5227-1846 FAX03-3269-3607

平成 19 年 4 月 1 日より、離婚時の厚生年金の分割制度が施行されます。これは、婚姻期間中の夫婦の厚生年金額を、離婚時に分割できる（夫婦で分けあう）というものです。また、平成 20 年 4 月 1 日より、第 3 号被保険者期間の配偶者の厚生年金も分割されます。

### 1. 年金分割制度の背景

離婚件数は、昭和 39 年以降増加傾向にあり、平成 16 年は年間 27 万組以上に達しています。厚生年金は本人の就労期間や賃金額により計算される為、離婚によって夫婦それぞれの年金額に大きな差が生じてしまう問題が指摘されていました。そのため、平成 16 年の年金制度改正により、離婚時の厚生年金の分割が可能となりました。

### 2. 年金分割制度の概要

年金分割は、平成 19 年 4 月 1 日以降に成立した離婚において対象となります。

#### ① 按分割合の合意

婚姻期間中の夫婦の標準報酬総額の合計を、夫婦間でどのような割合で分割するかを決めることができます。按分する割合は上限、下限の範囲で決められ、上限は常に 50%、下限は個々のケースごとに算出された数値となります。

(例) 夫：サラリーマン 40 年間厚生年金保険に加入。厚生年金月額 82,000 円。

妻：専業主婦 結婚前 10 年間と結婚後 10 年間の合計 20 年間厚生年金保険に加入。  
厚生年金月額 35,200 円。

【婚姻期間は 30 年。按分割合：妻に分割される割合が 40% とした場合】

婚姻期間中の夫の厚生年金加入期間 30 年間と妻の厚生年金加入期間 10 年間の標準報酬総額の合計を、夫 60%、妻 40%に分割した年金額に改定されます。

	20 歳	30 歳 (結婚)	60 歳 (離婚)	
夫	厚生年金加入	厚生年金加入	厚生年金加入	夫の厚生年金月額 82,000 円⇒68,000 円 妻の厚生年金月額 35,200 円⇒48,600 円 と改定されます。
妻	厚生年金加入	厚生年金加入	専業主婦	

※婚姻期間前の厚生年金や、婚姻期間中も含めた基礎年金は改定されません。

#### ② 年金分割の請求

按分割合を決定したら、離婚から 2 年以内に社会保険事務所に年金分割の請求をします。この請求には、公正証書等、按分割合について記載した書類を添付します。

### 3. その他の注意点等

- ① 分割できる年金は、婚姻期間中の厚生年金のみです。基礎年金や厚生年金基金は対象外です。
- ② 按分割合について夫婦間で合意にいたらなかった場合は、家庭裁判所に申し立てをし、裁判手続きによって決定します。
- ③ 年金分割の請求を行っても、年金の支給開始年齢に達するまで年金は支給されません。すでに年金を受け取っている人の場合は、請求を行った日の属する月の翌月分より年金が改定されます。

離婚時の年金分割については、夫の年金額の半分が妻に分割されると思われがちですが、厚生年金部分のみが分割となります。誤った認識のまま離婚後の生活設計を立ててしまうと、予定が大幅にずれてしまいますので、慎重に検討して下さい。